

一人ひとりが かからない うつさない 新型インフルエンザに 備えましょう!

このたびの新型インフルエンザは、季節性インフルエンザに比較して感染力が強いといわれています。今号では、一人ひとりが新型インフルエンザに対する正しい知識を身に付け、感染防止に努めることを目的に、その対策を特集でお知らせします。詳しくは健康課☎477・0030へ。

優先接種対象者への新型インフルエンザワクチン接種のお知らせ

ワクチン接種の目的	今回の新型インフルエンザ(A1/H1N1)の特徴	ワクチン接種の効果とリスク
<ul style="list-style-type: none"> ○死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと ○そのために必要な医療を確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの感染者は比較的軽症で回復しています →治療薬(タミフル・リレンザ)が有効です ○基礎疾患を有する方や妊婦などで重症化する恐れがあります ○多くの方が免疫を持たないため、季節性インフルエンザより流行規模は大きく、感染者数も多いと予想されます →医療や社会経済に深刻な影響を与える恐れがあります 	<p>【効果】インフルエンザワクチンの効果は100%ではないものの、重症化、死亡の防止に一定の効果が期待されています</p> <p>【リスク】感染予防、流行の阻止に関しては効果が保証されていません▼さらに、まれに重篤(とく)な副作用も起こりうる危険性があります</p>

優先接種対象の方や小さなお子さんの保護者の方は、新型インフルエンザの特徴やワクチン接種の効果とリスクを把握した上で接種を受けてください。



1 接種までの流れ



2 優先接種対象者と接種スケジュール、接種の際に必要な書類

優先接種対象者	接種開始	接種の際に必要な書類
妊娠している方	保存剤添加のワクチンを産科以外で予約接種する場合	11月9日から
	保存剤無添加のワクチンを産科で予約接種する場合	11月16日から
基礎疾患(※)のある方	①1歳～小学3年生 ②入院患者など重症者	11月9日から
	上記①②以外の方	11月16日から
1歳～小学3年生で、基礎疾患のない方	1歳～未就学児	11月16日から
	小学1年生～小学3年生	12月から(予定)
1歳未満の小児の保護者等	22年1月から(予定)	「母子健康手帳」「被保険者証」等、1歳未満の小児と同一世帯であることを確認できる書類
優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者等	22年1月から(予定)	「優先接種対象者証明書(かかりつけ医で発行)」および、「被保険者証」等、身体上の理由により予防接種が受けられない方と同一世帯であることを確認できる書類
小学4年生～高校生の年齢に相当する方	22年1月または2月から(予定)	「被保険者証」「学生証」等、年齢を確認できる書類
65歳以上の方	22年1月または2月から(予定)	「被保険者証」「運転免許証」等、年齢を確認できる書類

※慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎(じん)疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患が対象となります。

3 接種にかかる費用

- ①1回目が3,600円、2回目が2,550円
- ②2回目接種を、1回目と異なる医療機関で受けた場合は3,600円
- ③2週～4週間の間隔において2回接種します(接種回数は今後、変更する可能性があります)

◆優先接種対象に該当する方で、次の方は接種費用が無料になります(ただし、接種の際に接種回数分の証明書が必要です)

- ①生活保護受給者＝新型インフルエンザワクチン接種時に生活保護受給証明書を市内の受託医療機関へ提出してください
- ②市民税・都民税非課税世帯(住民基本台帳上の世帯全員が非課税)の方＝新型インフルエンザワクチン接種時に課税課(市役所2階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所の窓口で発行する市民税・都民税非課税証明書を市内の受託医療機関へ提出してください
- ③中国残留邦人等支援給付対象者＝中国残留邦人等本人確認証を市内の受託医療機関へ提示してください
- ④上記①～③に該当する方で、やむをえない事情により、市外のかかりつけ受託医療機関で接種する場合は健康課へ相談してください

帯全員が非課税)の方＝新型インフルエンザワクチン接種時に課税課(市役所2階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所の窓口で発行する市民税・都民税非課税証明書を市内の受託医療機関へ提出してください

中国残留邦人等支援給付対象者＝中国残留邦人等本人確認証を市内の受託医療機関へ提示してください

上記①～③に該当する方で、やむをえない事情により、市外のかかりつけ受託医療機関で接種する場合は健康課へ相談してください

【ご注意】21年1月2日以降に東久留米市へ転入した方は、現在の世帯全員の平成21年度市民税・都民税非課税証明書が必要です。21年1月1日に住所のあった市町村から取得してください

4 接種を行う医療機関

優先接種対象に該当する方が接種できる医療機関は、国との契約を行った「受託医療機関」のみとなります。

●かかりつけ医のある場合

まず、かかりつけ医で接種できるかを確認した上で、かかりつけ医で接種してください(下記の受託医療機関以外で、かかりつけ医が実施している場合がありますので、かかりつけ医にご相談ください)。なお、対象に該当する方が、かかりつけ医で接種が受けられない場合は、下記の受託医療機関で接種が受けられます(基礎疾患のある方がかかりつけ医以外の医療機関で接種する場合には、かかりつけ医が交付する「優先接種対象者証明書」が必要となります)。

●かかりつけ医のない場合

優先接種対象に該当する方で日ごろ医療機関で診察を受けていないなど、かかりつけ医のない方が市内で新型インフルエンザのワクチン接種を受けられるのは、下記の受託医療機関です。接種を希望する場合は、事前に受託医療機関に連絡をした上で、予約など必要な手続きを行ってください。

市内の新型インフルエンザワクチン接種受託医療機関(必ず予約をしてください)

医療機関名	所在地	電話番号
小山クリニック	金山町1-7-1	470・2131
有地内科・胃腸科・外科	大門町2-6-2	471・0216
細井医院	東本町4-3	471・0130
初谷整形外科クリニック	東本町5-1	473・5596
おかの内科クリニック	東本町6-15	477・0055
石橋クリニック	東本町8-9	477・5566
高月内科クリニック	学園町1-14-32	421・2121
小笠原医院	本町1-2-3	471・0056
たかはしクリニック	本町2-3-4	479・1800
古谷消化器科・内科	本町3-1-9	476・4100
富士見通り診療所	本町3-3-23	471・2291
あだち医院	本町3-11-15	420・5661
山口内科・呼吸器科クリニック	本町3-12-2	472・2386
おさき内科循環器科クリニック	幸町4-2-1	477・0555
さいわい町診療所	幸町5-7-1	470・7676
前田病院	中央町5-13-34	473・2133
たきぐち内科クリニック	前沢3-8-12	470・9118
尾町内科クリニック	南町1-6-11	460・0531
滝山病院	滝山4-1-18	473・3311
石垣整形外科	滝山5-22-17	470・0620
長生医院(注1)	滝山7-3-17	473・1117
飯田医院	滝山7-15-16	472・8181
大波外科胃腸科・内科小児科	下里7-6-2	473・7355

※インフルエンザワクチン量が十分に配分されないため、予約が受けられない場合があります。ご留意ください。

※注1…長生医院のみ、妊婦向けの保存剤が含まれていないワクチン接種が可能です

※市外など、上記医療機関以外は都ホームページをご覧ください(受託医療機関は、今後変更する場合があります)。